

宿泊約款

本約款の適用

第1条 当ホテルの締結する宿泊約款及びこれに関連する約款は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

宿泊引き受けの拒絶

第2条 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずる事ができます。

- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
- (4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が当ホテル又は当ホテル従業員に対して暴力的要求行為を行い、或いは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (7) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (8) 宿泊しようとする者が泥酔等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められるとき。

氏名等の明告

第3条 当ホテルは宿泊日に先だつ宿泊の申し込み（以下「宿泊契約の申し込み」という）をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊契約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業。
- (2) その他ホテルが必要と認めた事項。

予約金

第4条 当ホテルは宿泊契約の申し込みをお引き受けした場合には、期限を定めて宿泊期間（宿泊期間が3日をこえる場合は3日間）宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

2. 前項の予約金は次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

宿泊者の契約解除権

第5条 当ホテルは、宿泊契約の申込者が、宿泊契約の全部又は一部を解除したときは、別表Aの違約金を申し受けます。

2. 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで、宿泊日当日の午後10時（予定到着時刻を明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着のないときは、その宿泊契約は、申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。

3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

4. 宿泊申し込みいただいた旅行商品に、その規定がある場合はそれに準じます。

詳しくは、お申込みいただきましたご案内をご確認ください。

・別表 A

契約解除の通知を受けた日						
不泊	当日	前日	2 日前	3 日前	7 日前	8 日前まで
全日程分の 100%	全日程分の 100%	1 泊目の 100%	1 泊目の 100%	1 泊目の 50%	1 泊目の 50%	無し

- ・別表 A 以外に定めた当ホテル宿泊予約はその規定に則ります。
- ・到着後の契約解除は、当日の解除と同様の規定となります。

当ホテルの契約解除権

第 6 条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊契約を解除することができます。

- (1) 第 2 条第 3 号から第 8 号までに該当することになったとき。
- (2) 第 3 条第 1 号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- (3) 第 4 条第 1 号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までに支払いがないとき。2. 当ホテルは、前項の規定により宿泊契約を解除したときは、その契約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

宿泊の登録

第 7 条 宿泊者は、宿泊日当日当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録してください。

- (1) 第 3 条第 1 号の事項。(宿泊者の生年月日、前泊地、後泊地)
- (2) 外国人であっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。
- (3) その他当ホテルが必要と認めた事項。

チェックアウトタイム

第 8 条 宿泊者が当ホテルの客室をおあけいただく時刻（チェックアウトタイム）はメインウイング、クリスタルタワー午後 12 時 / タガタワー午後 1 時 とします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に不応する場合があります。

この場合においては、次に掲げるとおり超過料金を申し受けます。

- ☆ 15 : 00 まで 基本室料の 30%
- ☆ 18 : 00 まで 基本室料の 50%
- ☆ 18 : 00 以降 基本室料の全額

料金の支払い

第 9 条 料金の支払いは \$ 通貨又は当ホテルが認めたクーポン券、クレジットカードにより宿泊者の到着の際、又は当ホテルが請求した時に当ホテルのフロントにおいてお支払いいただきます。

2. 宿泊者が客室の使用を開始したのちに任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

利用規則の遵守

第 10 条 宿泊者は、当ホテルにおいて、当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

宿泊継続の拒絶

第 11 条 当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第 2 条第 3 号から第 8 号までに該当することになったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。

当ホテルの責任

第 12 条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行なったとき又は客室に入ったときのうちいずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため客室をあけたときに終わります。

2. 当ホテルは宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっせんするものとします。
3. 当ホテルは前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっせんができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できない事について、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。
4. 宿泊者の当ホテル利用規則、不履行による事故につきましては、当ホテルは責任を負いかねます。

ホテル利用規則

ホテルの公共性と安全性を維持するため、当ホテルをご利用のお客様には宿泊約款第 10 条にもとづき、次の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第 11 条により宿泊の継続をお断りさせていただきます。

- (1) 客室からの避難経路図は、客室入口ドアの裏側に提示してありますのでご確認ください。
- (2) ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所で喫煙をなさらないでください。
- (3) ホテル内では次の物品の持ち込み、または行為はご遠慮ください。
 - (a) 動物、鳥類。
 - (b) 著しく悪臭を発するもの。
 - (c) 著しく多量な物品。
 - (d) 火薬や揮発油など、発火或いは引火しやすいもの。
 - (e) 適法に所持を許可されていない鉄砲。刀剣類。
- (4) みだりに外来者を客室内に引き入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを使用させたりなさらないでください。
- (5) 廊下および客室内で、とばくおよび風紀をみだすような行為をなさらないでください。
- (6) 高声放歌などの喧騒な行為、その他で、他人に嫌悪感を与えたり迷惑を及ぼしたりするようなことをなさらないでください。
- (7) ホテル内で他のお客様に広告物を配布するような行為をなさらないでください。
- (8) 長期のご宿泊利用により、居住に関する法律上の権利が発生するものではないことをご了承ください。
- (9) 廊下やロビーなどに靴やその他の所持品を放置なさらないでください。
- (10) 客室やロビーを事務所、営業所がわりに使用なさらないでください。

改訂日：2024 年 9 月 1 日